

長 介 第 647 号
令和5年8月29日

介護保険サービス事業者の長 様
介護保険サービス事業所管理者 様

長岡市長 磯 田 達 伸

指定介護保険サービス事業所の適正な運営について（通知）

日頃から、本市の介護保険事業に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、各事業所におかれましては、日頃から介護保険法や本市条例等に従い、適正な事業運営を行っていただいているところですが、このたび、本市の指定居宅介護支援事業所において、運営基準違反及び不正請求に該当する行為があり、指定の一部効力停止の処分を行いました。

本市では、当事案を踏まえ、介護保険制度の適正な実施に向けて、介護保険サービス事業所の現状の課題等を把握しながら、適切な指導及び支援に努めるとともに、法令等の理解促進に必要な取組を推進してまいります。

事業者におかれましては、事業者と各事業所間の連携を強化し、改めて各事業所の業務における関連法令及び基準等の再確認を行っていただくとともに、組織として法令遵守の徹底及び適正な事業運営に努め、利用者本位のサービス提供を行っていただきますようお願いいたします。

担 当：長岡市福祉保健部介護保険課
介護事業推進係

電 話：0258-39-2245

F A X：0258-39-2278

E-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp